

保険・年金
フォーカスEUソルベンシーⅡにおけるLTG措置
等の適用状況とその影響(2)
—EIOPAの報告書の概要報告—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、EIOPA(欧州保険年金監督局)が2016年12月16日に公表した「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」¹及び2016年12月15日に公表した「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書 (2016 EIOPA Insurance Stress Test Report)」²に基づいて、EU(欧州連合)のソルベンシーⅡにおける長期保証(Long-Term Guarantees: LTG)措置及び株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財政状態に及ぼす影響について、全体的な状況の概要を報告した。

今回のレポートは、EIOPAの前者の報告書の2番目のセクションに記載されている措置毎の国別の適用状況やその財政状態への影響等の分析結果について報告する³。

2—措置毎の国別の適用状況(適用会社及びSCR比率への影響等)—その1—

この章では、UFR(Ultimate Forward Rate: 終局フォワードレート)の使用、MA(マッチング調整)及びVA(ボラティリティ調整)の適用状況について、その国別の適用会社数やSCR(Solvency Capital Requirement: ソルベンシー資本要件)比率への影響を報告する。

1 | リスクフリー金利の補外(UFRの使用)

リスクフリー金利の補外としてのUFRの使用については、オプションではなく、技術的準備金を算出するために、全ての保険会社に強制される。従って、EIOPAの報告書では、この措置の適用状況ではなく、リスクフ

¹ EIOPAのプレス・リリース資料

https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-16%20LTG%20Report_final.pdf

² EIOPAのプレス・リリース資料

https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-15%20Insurance%20Stress%20Test%20ResultsFinal_Final.pdf

³ [前回のレポート](#)で述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPAの「長期保証措置と株式リスクに対する措置に関する報告書2016」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

リー金利を決定する要因であるUFRの水準やLLP(Last Liquid Point:最終流動性点)及びUFRへのCP(Convergence Period:収束期間)等の前提を変更した場合の感応度について報告している。これは、2016年の保険ストレステストの参加会社に対して要求されたものである。

ただし、感応度のシナリオや参照日(2015年12月31日又は2016年1月1日が最も多い)等は、各社毎に異なっているため、集計結果も、必ずしも市場全体を代表しているものではない、としている。

具体的には、ユーロ圏の国からの会社について、以下の図表の通りとなっているが、これらの影響分析は極めて限定された技術的準備金しかカバーしておらず、いかなるシナリオも0.01%を超える市場シェアの技術的準備金をカバーしていない、としている。

これによると、数値にかなりのばらつきがあり、シナリオが各社の判断によっていることもあることから、市場全体の状況を適切に示しているとはいえないように思われる。

リスクフリー金利の補外に関する感応度

会社数	UFR水準	LLP(年)	CP(年)	技術的準備金の増加率(範囲)	技術的準備金の増加率(中央値)	適格自己資本の減少率(範囲)	適格自己資本の減少率(中央値)
15	2%~2.2%	20	40	0.21%~7.56%	1.32%	2.31%~29.36%	6.04%
10	3%	20	40	0.01%~1.4%	0.57%	0.06%~11.32%	4.60%
22	3.2%	20	40	0%~4.4%	0.47%	0%~22.75%	2.40%
10	3.5%	20	40	0%~0.75%	0.33%	0.02%~5.91%	2.70%
14	3.7%	20	40	0.01%~1.09%	0.14%	0.09%~8.20%	0.79%
10	4.0%	20	40	0.02%~0.26%	0.09%	0%~2.80%	0.64%
9	4.2%	30	30	0.28%~8.60%	0.68%	0.63%~16.46%	4.93%

2 | MA(マッチング調整)

(1)適用会社

MAについては、英国とスペインの38社が適用している。損害保険会社の適用はない。

技術的準備金の市場シェアでは、EEA(欧州経済地域)全体の15.8%であるが、英国国内では54.9%、スペイン国内では53.9%の会社が適用している。

MAの国別適用状況

	生損保兼営会社(グループ)	損害保険会社	生命保険会社	合計	市場シェア(技術的準備金)	左記会社の国内市場シェア
スペイン	12	0	3	15	1.2%	53.9%
英国	4	0	19	23	14.6%	54.9%
EEA	16	0	22	38	15.8%	—

さらに、MAとTTP(技術的準備金に関する移行措置)を併用している会社の技術的準備金の市場シェアでは、EEA全体の14.4%(英国の保険会社だけで14.0%)であるが、英国国内では52.6%、スペイン国内では18.9%となっている。

従って、英国では、MAを適用している会社は、ほぼTTPも適用していることになる。

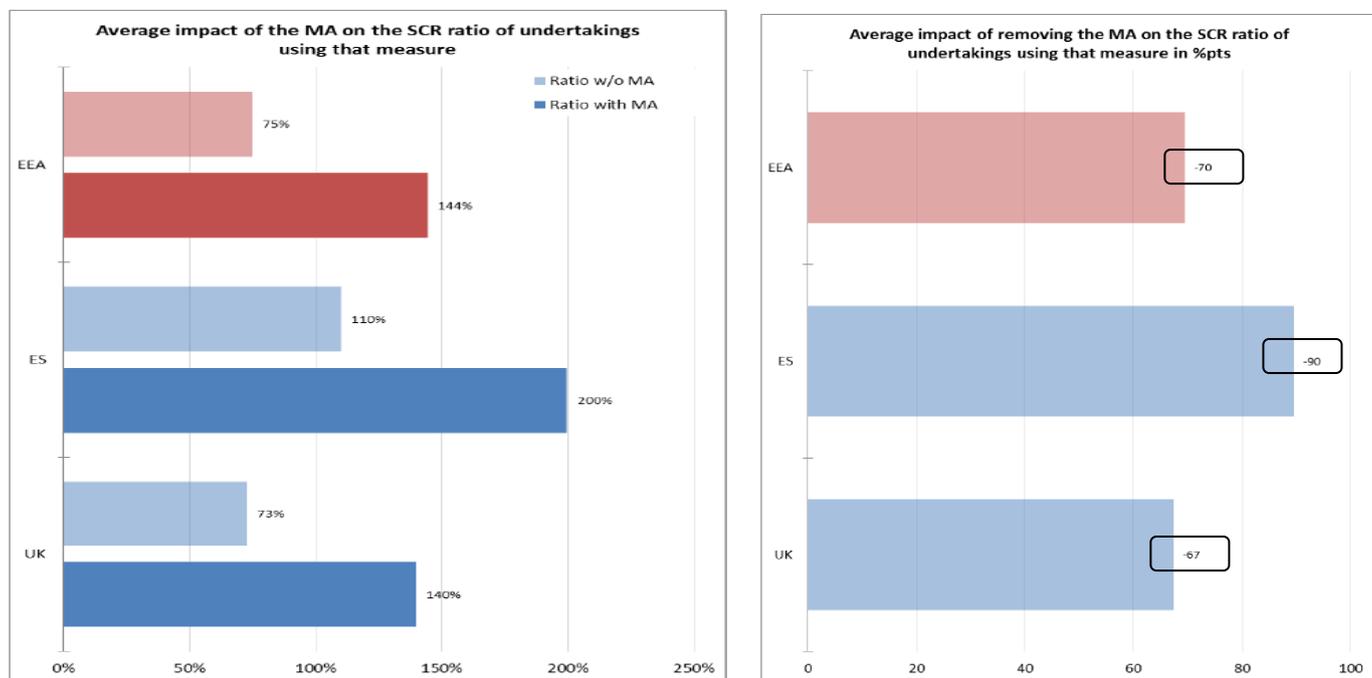
MAとTTPを併用している会社の国別状況

	会社数	市場シェア(技術的準備金)	左記会社の国内市場シェア
スペイン	8	0.4%	18.9%
英国	21	14.0%	52.6%
EEA	29	14.4%	—

(2)SCR 比率への影響

MA を適用しなかった場合の SCR 比率は、英国では 140%から 73%に 67%ポイント低下し、スペインでは 200%から 110%に 90%ポイント低下する。

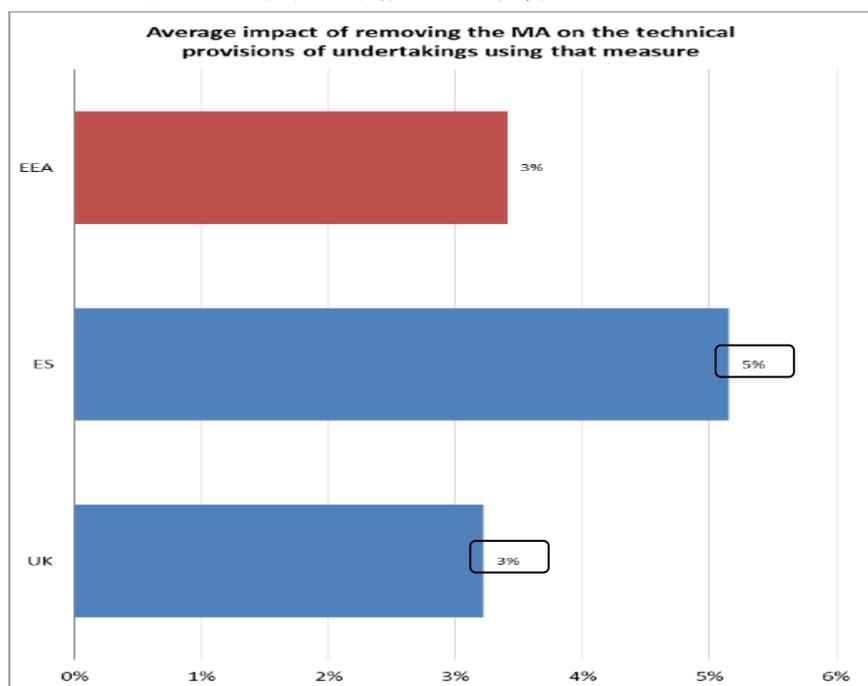
図表 MA 適用による SCR 比率への影響



(3)技術的準備金への影響

MA 非適用による適用会社における技術的準備金への影響は、以下の通りであり、英国では 3%、スペインでは 5%増加することになる。

図表 MA 適用による技術的準備金への影響



3 | VA(ボラティリティ調整)

(1)適用会社

VA については、幅広く 23 カ国、852 の会社が適用している。

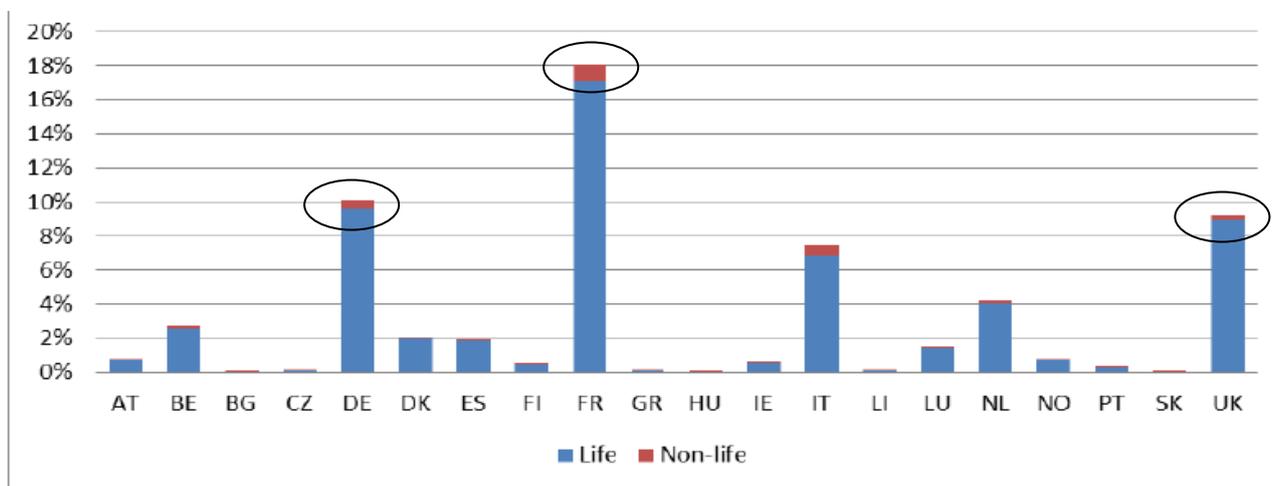
国別では、フランスが 217 社と最も多く、次がルクセンブルグで 111 社、イタリア 92 社、スペイン 86 社、ドイツ 83 社となっている。他の措置と異なり、損害保険会社の適用会社数も多くなっている。

VAの国別適用状況(会社数)

	生損保兼営会社 (グループ)	損害保険会社	生命保険会社	合計
オーストリア	10	5	4	19
ベルギー	14	16	10	40
ブルガリア	6	6	0	12
キプロス	0	0	2	2
チェコ	7	2	1	10
ドイツ	0	25	58	83
デンマーク	0	3	12	15
スペイン	34	30	22	86
フィンランド	2	3	5	10
フランス	69	97	51	217
ギリシャ	16	8	2	26
ハンガリー	6	1	1	8
アイルランド	0	2	4	6
イタリア	12	42	38	92
リヒテンシュタイン	0	2	3	5
ルクセンブルグ	4	75	32	111
オランダ	1	25	27	53
ノルウェー	4	3	0	7
ポルトガル	0	8	8	16
ルーマニア	1	0	0	1
スウェーデン	0	0	1	1
スロバキア	3	0	1	4
英国	4	8	16	28
EEA	195	359	298	852

技術的準備金の市場シェアでは、EEA 全体で 60.8%の会社が VA を適用しているが、国別ではフランスが 18.1%、ドイツが 10.1%、英国が 9.2%を占めている。

図表 VAを使用している会社の技術的準備金の EEA 市場シェア



9 カ国(オーストリア、ベルギー、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ)では、国内市場の75%以上の技術的準備金に対してVAが適用されている。

さらに、生命保険に対する技術的準備金の殆どは、VAを適用した会社で保持されている。

VAを適用する会社の無かった国のうち5カ国は、その理由を、VAの適用無しでSCR要件を満たしているのであれば、VA適用によるメリットが付加的な報告負担を上回らないから、と説明している。

さらに、VAとTTPを併用している会社の技術的準備金の市場シェアは14.1%であるが、その国別内訳は以下の通りとなっている。なお、ここでも英国が6.5%でトップとなっている。

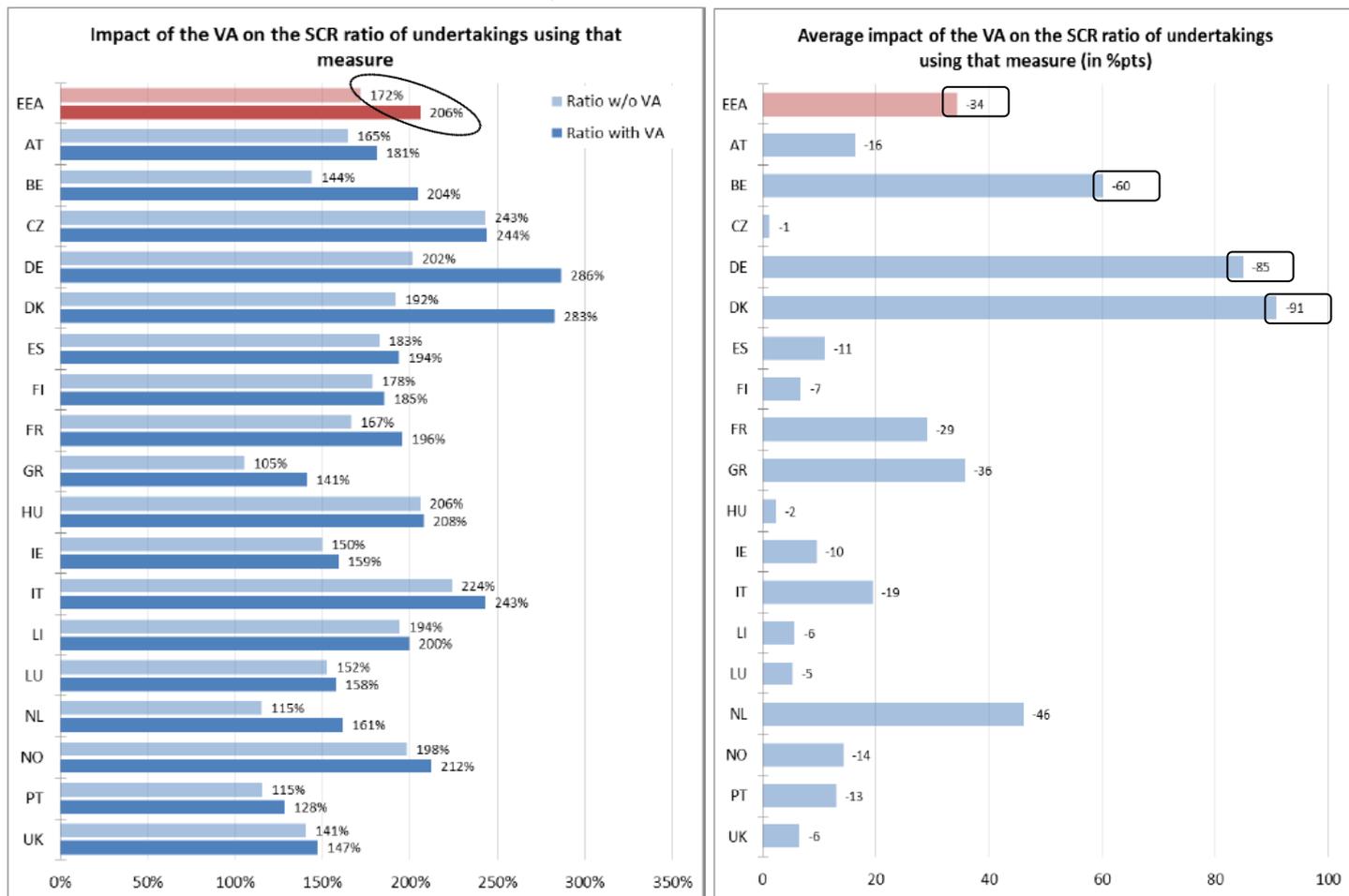
VAとTTPを併用している会社の国別状況

	会社数	市場シェア (技術的準備金)	左記会社の 国内市場シェア
オーストリア	2	N.A.	N.A.
ドイツ	48	3.9%	23.8%
スペイン	19	0.6%	25.4%
フィンランド	7	0.3%	55.4%
フランス	7	1.8%	7.5%
ノルウェー	3	0.7%	47.4%
ポルトガル	10	0.1%	19.5%
英国	17	6.5%	24.4%
EEA	118	14.1%	—

(2)SCR 比率への影響

VAを適用しなかった場合のSCR比率については、次の図表の通りである。

図表 VA適用によるSCR比率への影響



EEA では 206%から 172%に 34%ポイント低下する。

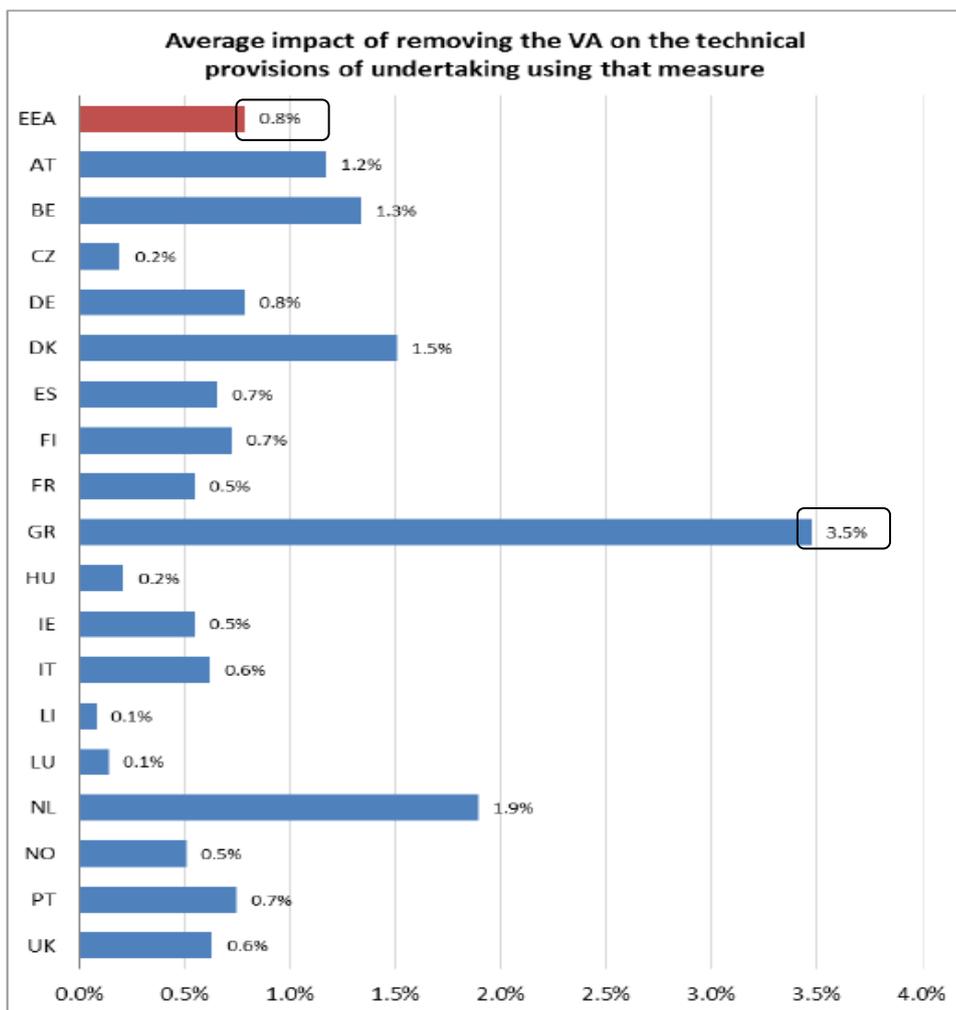
国別では、デンマークでは 283%から 192%に 91%ポイント低下し、ドイツでは 286%から 202%に 85%ポイント低下し、ベルギーでは 204%から 144%に 60%ポイント低下する。

(3)技術的準備金への影響

技術的準備金への影響は、EEA 全体で 0.8%となる。

ギリシャが 3.5%で影響が最も大きい。

図表 VA 適用による技術的準備金への影響

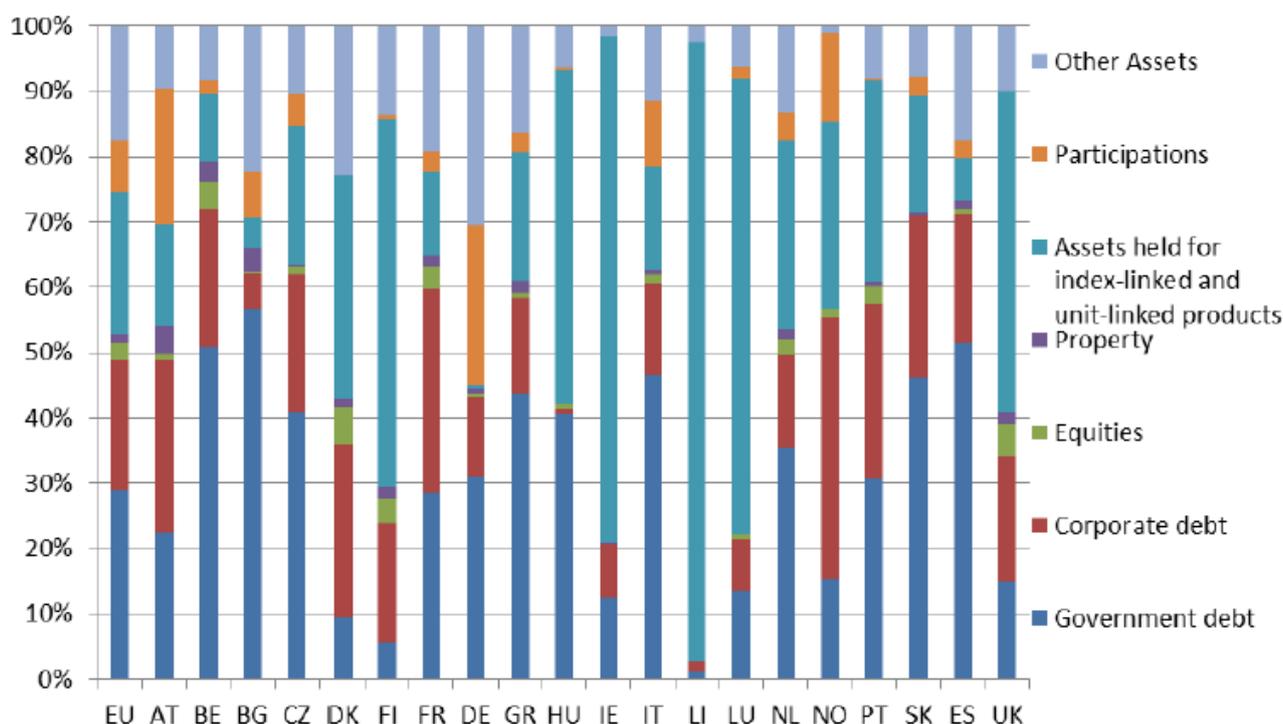


(4)適用会社の資産ポートフォリオ

VA を適用している保険会社の資産ポートフォリオについては、2016 年 1 月 1 日時点で、国別に、以下の通りとなっている。

これにより、VA の適用会社の平均資産ポートフォリオは、国によっても大きく異なっている。

図表 VA 適用会社の平均資産ポートフォリオ



(5) 適用会社の営業保険料シェア

VA を適用している保険会社の営業保険料の各国における市場シェア (2016 年第 1 四半期末報告ベース) は、以下の通りとなっている。

多くの国で 7 割程度を超えるシェアを占めており、EEA 全体でも 54.6% となっているが、英国では 21.6% の低いシェアにとどまっている。

VA 適用会社の各国における営業保険料シェア

	生命保険(含む医療保険)、再保険合計		生命保険(含む医療保険)、再保険合計
オーストリア	78.6%	アイルランド	25.0%
ベルギー	86.2%	イタリア	98.5%
ブルガリア	82.5%	リヒテンシュタイン	9.1%
キプロス	(*)	ルクセンブルグ	73.4%
チェコ	62.3%	オランダ	93.8%
ドイツ	68.7%	ノルウェー	57.6%
デンマーク	53.6%	ポルトガル	41.1%
スペイン	84.4%	ルーマニア	(*)
フィンランド	89.5%	スウェーデン	(*)
フランス	69.3%	スロバキア	41.8%
ギリシャ	99.9%	英国	21.6%
ハンガリー	49.8%		
EEA	54.6%		

(*) 適用会社数が3社未満のため非開示

また、EEA 全体で、保険種類別にみると、有配当保険では 77.8%、インデックスリンク・ユニットリンク型保険では 52.1%、医療保険では 42.7%、その他の生命保険で 62.7% の営業保険料が、VA 適用会社により獲得されている。

3—措置毎の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)—その2—

この章では、TTP(技術的準備金に関する移行措置)と TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)という移行措置の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響を報告する。

1 | TTP(技術的準備金に関する移行措置)

(1)適用会社

TTP は 12 カ国からの 154 社が適用している。

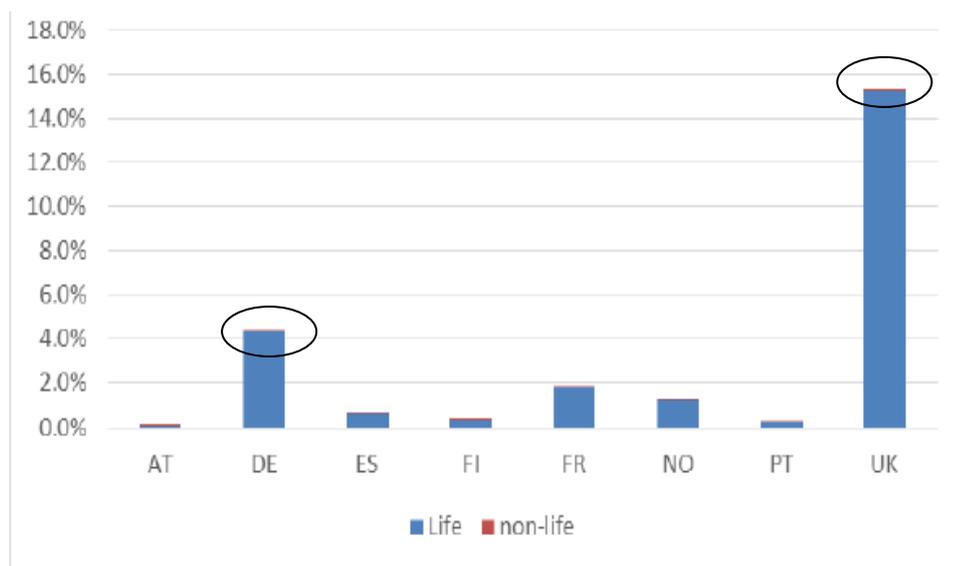
国別では、ドイツが 57 社で最も多く、次が英国の 28 社、スペインの 22 社となっている。

TTPの国別適用状況(会社数)

	生損保兼営会社 (グループ)	損害保険会社	生命保険会社	合計
オーストリア	3	0	1	4
ベルギー	0	0	1	1
ブルガリア	0	1	0	1
ドイツ	0	4	53	57
スペイン	14	0	8	22
フィンランド	2	2	3	7
フランス	1	0	6	7
ギリシャ	1	0	0	1
リヒテンシュタイン	0	0	1	1
ノルウェー	4	0	2	6
ポルトガル	4	7	8	19
英国	5	0	23	28
EEA	34	14	106	154

EEA 全体では、技術的準備金の 24.1%に対して、TTP が適用されているが、国別では英国が 15.3%、ドイツが 4.3%を占めている。

図表 TTP を使用している会社の技術的準備金の EEA 市場シェア



なお、ノルウェーでは 87.2%の技術的準備金に対して TTP が適用されており、英国、フィンランド、ポルトガルでは 50%以上の技術的準備金に対して TTP が適用されている。

TTP と MA や VA との併用会社の状況は、それぞれ MA、VA の項目で述べたとおりである。

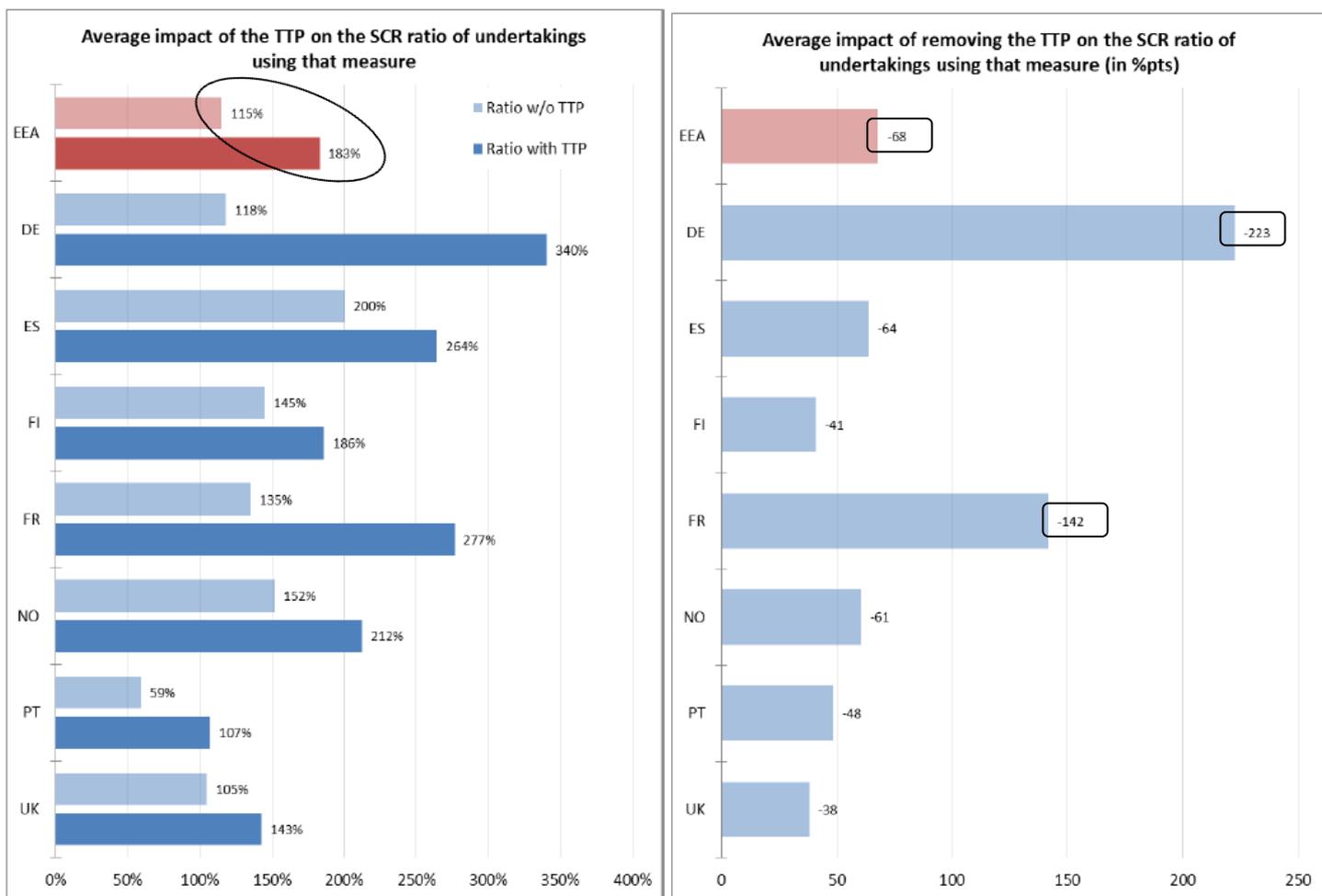
(2)SCR 比率への影響

TTP を適用しなかった場合の SCR 比率については、次の図表の通りである。

EEA では 183%から 115%に 68%ポイント低下する。

国別では、ドイツでは 340%から 118%に 223%ポイント低下し、フランスでは 277%から 135%に 142%ポイント低下する。これら2つの主要国における影響の大きさが明らかになっている。

図表 TTP 適用による SCR 比率への影響



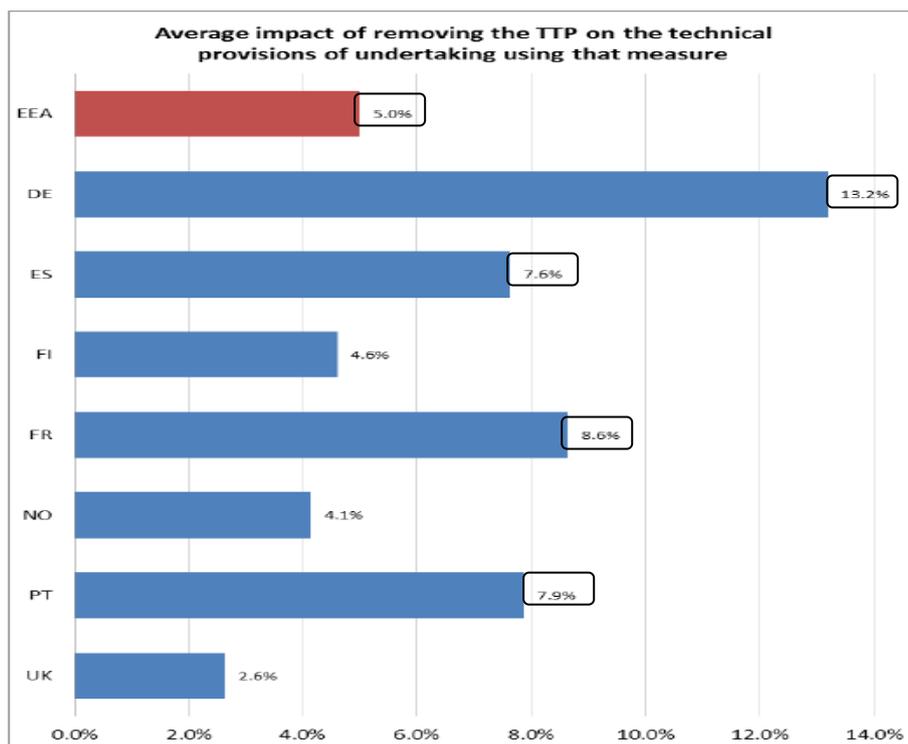
(3)技術的準備金への影響

TTP を適用しなかった場合、適用会社の技術的準備金は、次ページの図表の通りである。

EEA 全体では、適用会社の技術的準備金は 5.0%増加する。

国別では、ドイツの適用会社が 13.2%と最も大きな影響を受け、フランスが 8.6%、ポルトガルが 7.9%、スペインが 7.6%と続いている。

図表 TTP 適用による技術的準備金への影響



2 | TRFR (リスクフリー金利に関する移行措置)

(1) 適用会社

TRFR は 4 カ国(アイルランド、ギリシャ、ドイツ、フランス)からの 5 社が適用している。ギリシャからの 1 社が生損保兼営である以外は、他の 4 社は生命保険会社である。

TRFRの国別適用状況(会社数)

	生損保兼営会社 (グループ)	損害保険会社	生命保険会社	合計
アイルランド	0	0	1	1
ギリシャ	1	0	1	2
ドイツ	0	0	1	1
フランス	0	0	1	1
EEA	1	0	4	5

これらの会社の EEA 全体における技術的準備金の市場シェアは無視できるレベルであり、ギリシャの 2 社の国内市場におけるシェアも約 10%にとどまっている。

なお、5 社は、TRFR と同時に VA も適用している。

(2) SCR 比率への影響

TRFR の非適用により、適用会社の SCR 比率は 154%から 102%に 52%ポイント低下する。

(3) 技術的準備金への影響

TRFR の適用により、適用会社の技術的準備金は 9%減少している。

⁴ プレス・リリースやエグゼクティブ・サマリーでは 6 社となっている。

3 | TTP や TRFR の移行措置を適用しなかった場合の必要資本額

TTP や TRFR の移行措置を適用しなかった場合、4 カ国からの 35 社が SCR 要件を遵守しなくなる。

これらの会社が SCR 要件を遵守するために必要な適格自己資本は、52.6 億ユーロとなる。

国別では、ドイツが 16 社で 34.6 億ユーロという最も大きな金額が必要となり、ポルトガルが 12 社、13.9 億ユーロで続いている。

TTPやTRFRの移行措置を適用しなかった場合の影響

	移行措置無しでSCR要件を満たせない会社	左記会社の要件遵守のための必要適格資本(十億ユーロ)
ドイツ	16	3.46
スペイン	4	0.14
ギリシャ	3	0.27
ポルトガル	12	1.39
EEA	35	5.26

4—措置毎の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)—その3—

この章では、DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)、ED(株式リスクチャージの対称調整メカニズム)の株式リスク措置及びERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)の適用状況について報告する。

1 | DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)

2016年1月1日時点では、フランスの会社1社のみが適用している(なお、当該会社は2016年の保険ストレステストに参加していないため、適用無しベースの影響額等は把握できていない)。

11カ国(チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、リトアニア、ラトビア、オランダ、ポーランド、スロバキア、ブルガリア)で、DBERは国内法で規定されていない。

残りの国々では、以下の理由からDBERが適用されていない、としている。

- ①国内市場の商品がソルベンシーII指令の第304条の基準を満たしていない。
- ②会社が年金市場であまりアクティブでない。
- ③このサブモジュールへの必要性や関心が無い。
- ④ソルベンシーII指令第308条b(13)の株式移行措置⁵のため、DBERを適用するインセンティブが今のところない。ただし、移行措置の段階的消滅の過程でより多くの適用があるかもしれない。

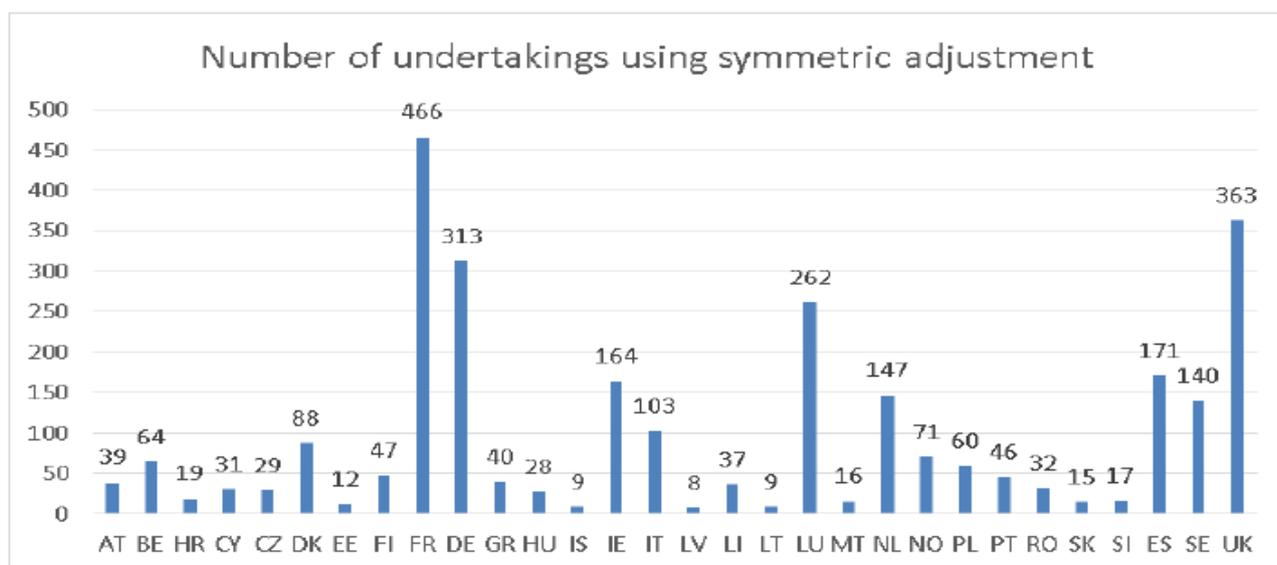
2 | ED(株式リスクチャージの対称調整メカニズム)

EDは、SCRの株式リスクサブモジュールを算出するのに標準式を使用(部分内部モデルが株式リスクサブモジュールをカバーしていない場合を含む)している全ての会社が適用している。

2016年1月1日時点では、対称調整に関わらず、22%の株式価格の下落を想定したリスクシナリオに基づいているので、非適用による影響はない。EDの影響は2017年以降となる。

⁵ 2016年1月1日以前に購入した株式についての移行措置

図表 ED の国別適用状況(会社数)



3 | ERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)

回復期間の延長は、NSAs(National Supervisory Authorities : 国家監督当局)からの要請に基づいて、EIOPA が「例外的に不利な状況 (an exceptional adverse situation)」を宣言した時に適用されるが、これまでのところ、EIOPA はそのような要請を受けていない。

2016年1月1日時点で、SCR要件を満たしていない会社数と、そのうちのソルベンシーII指令第308条b(14)の移行措置⁶の適用を受けている会社数は、以下の通りとなっている。

SCR要件の充足状況(会社数)

	SCR要件を満たしていない会社	左記のうち、SCR移行措置の適用会社
ベルギー	2	2
キプロス	2	1
フランス	7	5
ドイツ	3	3
ギリシャ	1	1
アイルランド	4	4
イタリア	8	1
リヒテンシュタイン	1	1
ルクセンブルグ	16	6
マルタ	3	3
オランダ	1	0
ノルウェー	1	0
ポーランド	2	0
ポルトガル	6	6
ルーマニア	7	0
スペイン	4	4
英国	6	4
EEA	74	41

⁶ 2015年末において、ソルベンシーIの資本要件を満たしているが、ソルベンシーIIの適用初年度でSCRを満たしていない会社は、2017年12月31日までに要件を満たすことが認められる。

この表で、SCR 要件を満たしていないが、SCR 移行措置の適用を受けていない会社は、主として、2016 年の最初の数ヶ月で、特に、資本調達、例えば再保険によるリスク回避、他の会社との合併等により、SCR 要件の遵守を達成した会社である。加えて、いくつかの会社は、ソルベンシー II の適用前に再編や解散の手続きに入っている。

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書に基づいて、ソルベンシー II における欧州保険会社の LTG 措置や株式リスク措置の適用実態とその財政状態に与える影響について、措置毎、国別の分析結果の概要を報告してきた。

VA は多くの国で、生命保険・損害保険会社を問わず、幅広く使用されているが、MA は英国とスペインの 2 カ国の会社に限定されている。ただし、これら 2 カ国、特に英国の保険会社が MA の適用によって受けている影響は、VA 適用会社全体に匹敵するものとなっており、これらの 2 カ国、特に英国における MA の位置付けの重要性が際立った形になっている。

さらに、TTP については、主要国の保険会社が適用しているが、特にドイツや英国で、SCR 要件の遵守の上で大きな意味合いを有するものとなっている。

次回の 3 回目のレポートでは、LTG 措置や株式リスク措置の適用状況とその財政状態に与える影響について、主要国を中心とした全体及び措置毎の状況をまとめるとともに、併せて、会社別の状況について報告する。

以 上